

# 船舶事故調査報告書

令和4年6月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年12月12日 04時00分ごろ
発生場所	長崎県平戸市 <sup>ひろ</sup> 広瀬導流堤南西端（平戸瀬戸） 広瀬灯台から真方位229° 150m付近 （概位 北緯33° 22.8′ 東経129° 34.1′）
事故の概要	漁船66大 <sup>たいが</sup> 駕は、南進中、広瀬導流堤に乗り揚げた。 66大駕は、船首部船底の破口等を生じた。
事故調査の経過	令和3年12月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 66大駕、16トン NS2-23401（漁船登録番号）、有限会社政栄水産 19.38m（Lr）×4.20m×1.69m、FRP ディーゼル機関、610.00kW、平成21年3月6日 第292-48784号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和60年4月18日 免許証交付日 令和元年7月19日 （令和7年4月17日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 船首部船底及び左舷船首部外板に破口等 導流堤 なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、令和3年12月9日12時00分ごろ、まき網漁の目的で僚船と共に長崎県佐世保市 <sup>こうぎま</sup> 神崎漁港を出港し、平戸市 <sup>あづち</sup> 的山大島北西方沖の漁場で魚群探索を3日間行ったが操業できず、12日03時00分ごろ神崎漁港に向けて帰途についた。 船長は、GPSプロッターのほか4海里（M）レンジ及び0.5Mレンジとしたレーダー2台をヘッドアップ表示で作動させ、約14～15ノットの対地速力で平戸瀬戸に向けて本船を南進させた。

	<p>船長は、操舵室右舷側にある背もたれ付きの椅子に腰を掛け、自動操舵として操船していたところ、平戸市<sup>つば</sup>鑄崎東方沖を通過後、いつしか居眠りに陥り、04時00分ごろ椅子から転落して目が覚め、広瀬導流堤に乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>船長は、本船の位置に疑問を感じた僚船が連絡してきたので、広瀬導流堤に乗り揚げたことを伝えて、操舵室左舷側の出入口から出たところ、導流堤で釣りをしていた釣り人から海上保安庁に通報したことを知らされた。</p> <p>船長は、本船の損傷状況を確認し、船首部に破口があるものの浸水しておらず、自力航行が可能であると判断した。</p> <p>本船は、来援した僚船に引き出されて佐世保市<sup>あいのうら</sup>相浦港の造船所に向かい、上架されたあと、浸水していたことが確認された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本事故前、僚船と共に16時ごろから翌06時ごろまでの魚群探索を3日間繰り返し行い、睡眠を06時ごろから12時ごろまでとっていたものの、最近、魚群探索中03時ごろになると疲労を感じるが増え、本事故時には眠気を感じていたが、神崎漁港に到着するまでの1時間程度は眠気を我慢できると思っていた。</p> <p>船長は、眠気を感じていたので、コーヒーを飲むなどして居眠りに陥らないように努めていたものの、周囲に船舶が見当たらず、他船を避航する必要がないので緊張感が緩み、いつしか眠りに陥ってしまったと本事故後に思った。</p> <p>本船では、操舵室の空調機が故障していたので、船長が操舵室内に家庭用電気ヒーターを持ち込んで暖房しており、普段より操舵室内が暖かくなっていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、平戸瀬戸を自動操舵で南進中、船長が、椅子に腰を掛けた状態で操船に当たっていたところ、居眠りに陥り、広瀬導流堤に向けて航行を続けたことから、同導流堤に乗り揚げたものと推定される。</p> <p>船長は、本事故時、3日間連続の魚群探索により疲れと眠気を感じていたものの、我慢できると思って操船を続けていたところ、周囲に船舶が見当たらず、緊張感が緩み、ふだんより暖かくなっている操舵室内で同じ姿勢で操船に当たっていたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が平戸瀬戸を自動操舵で南進中、船長が、椅子に腰を掛けた状態で操船に当たっていたところ、居眠りに陥り、広瀬導流堤に向けて航行を続けたため、同導流堤に乗り揚げたものと推</p>

	定される。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 操船者は、操船中に眠気を感じた場合、椅子から立ち上がって身体を動かしたり、冷たい外気に当たったりして居眠り運航の防止措置を採ること。</li></ul>

付図1 事故発生経過概略図

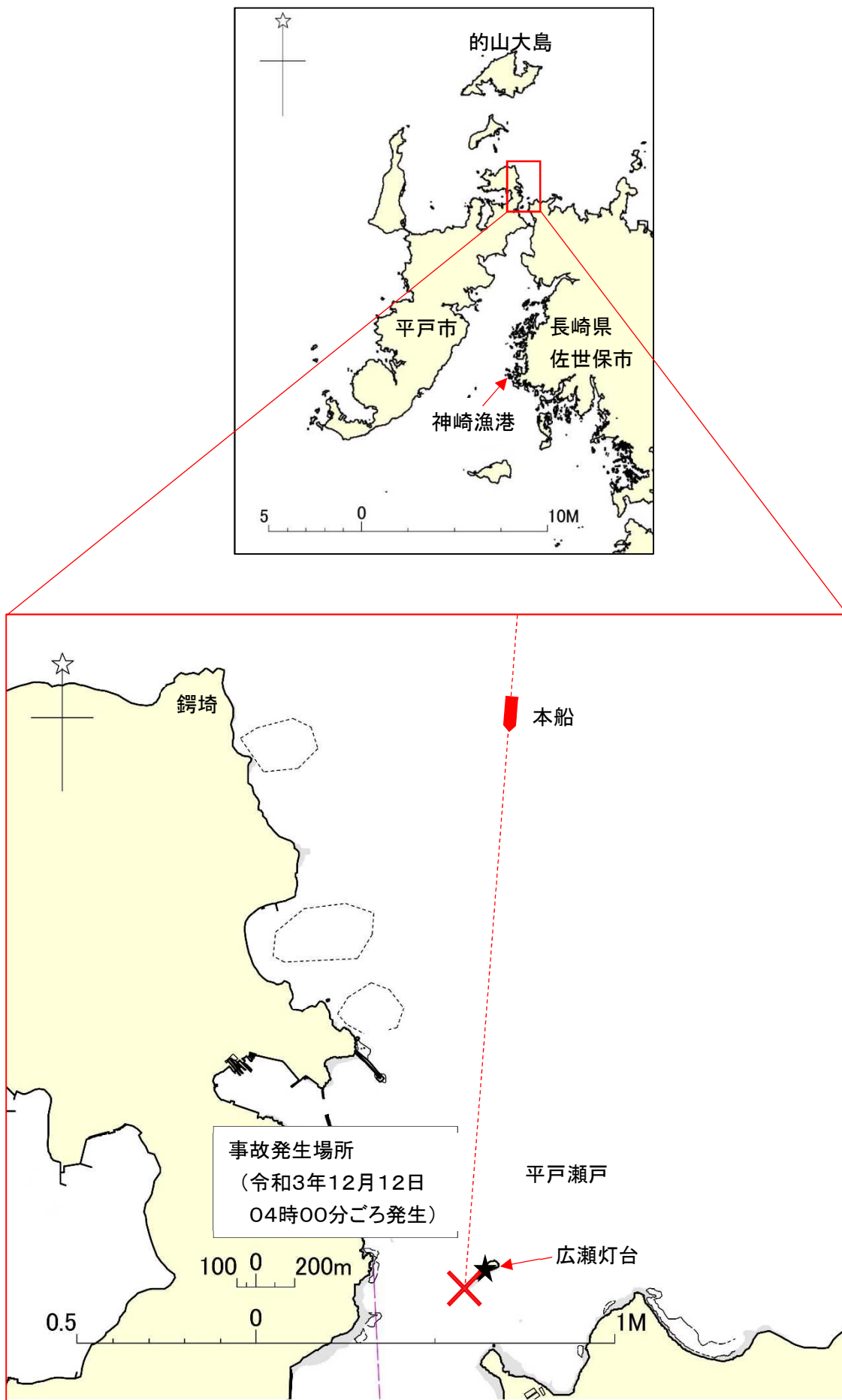


写真1 本船

